

えびな・九条の会

護憲活動の活動を一層高めよう!!

えびな・九条の会

世話人代表

下山房雄



西暦 二〇一五年、
天皇歴 平成

二七年度の今年が「これら
の暦より古く日本中国朝
鮮共通の千支で表現され
ば乙未（きのとひつじ）
の今年が、明けた。今年
は、中国をはじめアジア
の人々二千万人余を殺し、
その加害の側の日本人
（その殆どはあの時代の
支配層が天皇の名をかざ
して行った命令に従った
という意味では被害者）
も三百万人を超える命を
失ったアジア太平洋戦争
終結から七〇年の年であ
る。
戦後日本の国家枠組み
は、日本国憲法に定めら

れた。その枠組みには、
近代社会に普遍的となっ
た自由権社会権が定めら
れ、また九条では戦争放
棄、戦力不保持、交戦権
否認の世界史上先進的な
条項が定められた。しか
し戦後七〇年の推移のも
とで、憲法違反の現実の
横行がしばしばであり、
改憲の論と政治も強力と
成った。
一〇年を超えた「九条
の会」の運動（わが「え
びな九条の会」は今春、
創立一〇周年を迎える）
は、改憲の論と政治の抑
止に有効に働いたが、な
お一層の運動の昂揚が無
ければ、第三次安倍政権
による九条破壊の解釈改
憲・明文改憲実現の途を
閉ざすことはできない。
憲法九九条には「天皇
又は摂政及び国務大臣、
国会議員、裁判官その他
の公務員は、この憲法を

尊重し擁護する義
務を負ふ」とあり、
現天皇は即位の折
の談話で新憲法を擁護す
る旨の発言をした姿勢を
なお維持しているが、安
倍晋三を典型として政治
家や行政が憲法破壊の九
九条違反行為を繰り返す
場面が絶えない近年の動
向だ。
憲法二八条に謳われる
労働基本権も、一九八〇
年代中央の国鉄民営化の折
の採用組合差別＝不当労
働行為で深く傷つけられ
た。そのことが、今日の
日本の労働者の生活を悪
くすることに深く影響し
ている。
九条をはじめ日本国憲
法の諸条項に照らして、
現実が不幸で至らない場
合はその現実を憲法に合
わせてハッピーにするよ
うな護憲活動の活動を、
この海老名の地でも盛ん
にすることを年頭にあた
り改めて訴えるものです。

会報97号
事務局
〒243-0426
海老名市門沢橋2-16-1
TEL/FAX 046(238)0892

現在の会員数
226名
14年国会請願署名数
483筆
カンパ随時受付
14年度累計
53人 103,164円
郵便振込先
(記号番号:
00200-4 60906
加入者 えびな・
九条の会)

12/19 駅頭宣伝
15:45~16:45
参加者5名(内一般
会員1名)
獲得署名12筆
配布ビラ105枚

謹賀新年



動たる戦争と、武力に
よる威嚇または武力の
行使は、国際紛争を解
決する手段としては、
永久にこれを放棄する」



ユニセフ（国連児童
基金）は昨年末、「2014
年は世界中の何百万人も
の子どもたちにとって、
恐怖と失望の年である」
と発表。武力衝突や紛争の犠牲になっている
子どもたちを守ると呼びかけました。世界
中で地域紛争を泥沼化させている軍事行動を
やめさせ、対話による紛争解決をめざすこと
が求められています。
その道を指し示しているのが、「国権の発

と宣言した「日本国憲法9条」です。
あの悲惨な戦争の痛苦の反省の上に、戦争
放棄をうたった日本国憲法が生まれました。
いま、その価値は世界に認められています。
世界に誇る日本国憲法を守り、いかす年に
しましょう。

「戦争する国」なんてぜったいダメ! 憲法9条をいかした平和外交を!

カンパ活動のお願い
左記の方からカンパが届きました。
心からお礼申し上げます。(敬称略)
依田 郁子